

令和2年第1回定例会（5月議会）
予算及び付託議案審査関係資料

令和2年5月27日
総務部

【予算関係】

- 資料1 令和2年度5月補正予算に関する説明資料 (財政課)
- 資料2 避難行動周知啓発事業について (総合防災課)

【議案関係】

- 資料3 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について (税務課)
(議案第131号)

資料 1 (予算関係)

令和 2 年 5 月 2 7 日
財 政 課

令和 2 年 度 5 月 補 正 予 算
に 関 する 説 明 資 料

(議 案 第 1 3 0 号)

令和2年度5月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	943,735	国産農林水産物等販売促進緊急対策事業費 255,206 (0 → 255,206) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 245,296 (0 → 245,296) 生活福祉資金貸付費 153,000 (7,864 → 160,864) 感染症対策費 111,273 (448,807 → 560,080)	
10 財産収入			
11 寄附金			
12 繰入金	5,006,517	財政調整基金繰入金 4,993,388 (5,694,516 → 10,687,904)	
13 繰越金	668,225	前年度繰越金 668,225 (1 → 668,226)	
14 諸収入	5	労働保険料納付金 5 (26,354 → 26,359)	
15 県債			
合計	6,618,482	619,134,178 → 625,752,660	

令和2年度5月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費			
2 総 務 費	367,145	地域公共交通等利用促進緊急対策事業 259,239 (0 → 259,239) デジタルガバメント総合推進事業 59,077 (30,946 → 90,023)	
3 民 生 費	427,911	生活福祉資金等貸付事業 153,000 (20,567 → 173,567) 地域介護福祉施設等整備事業 98,590 (517,392 → 615,982) 介護保険サービス充実強化推進事業 65,567 (44,465 → 110,032)	
4 衛 生 費	947,781	新興感染症対策事業 888,925 (528,573 → 1,417,498) 新型コロナウイルス感染症感染防止対策支援事業 44,971 (0 → 44,971)	
5 労 働 費	2,625	職業能力開発支援事業 2,625 (566,707 → 569,332)	
6 農林水産業費	435,674	県産農畜水産物学校給食等活用緊急対策事業 299,919 (0 → 299,919) 林業事業者経営継続緊急支援事業 76,114 (0 → 76,114)	
7 商 工 費	4,122,509	「秋田の飲食店」県民応援事業 1,957,040 (0 → 1,957,040) 「秋田のお宿」県民応援事業 1,226,613 (0 → 1,226,613)	
8 土 木 費			
9 警 察 費	16,383	新型コロナウイルス感染症対策事業 16,383 (0 → 16,383)	
10 教 育 費	298,454	高等学校学習環境等整備事業 248,580 (352,296 → 600,876) 学校における感染症対策事業 23,802 (0 → 23,802)	
11 災 害 復 旧 費			

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	6,618,482	619,134,178→625,752,660	

令和2年度5月補正予算 主要な性質別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 人 件 費	4,477	会計年度任用職員人件費等 4,477 (3,911,609 → 3,916,086)	
2 物 件 費	4,656,689	「秋田の飲食店」県民応援事業 1,954,412 (0 → 1,954,412) 「秋田のお宿」県民応援事業 1,226,613 (0 → 1,226,613)	
3 その他の 行政経費	扶 助 費 171,206	新興感染症対策事業 156,613 (0 → 156,613)	
		生活困窮者自立支援事業 8,505 (486 → 8,991)	
	補 助 費 等 1,740,981	観光エリア創生支援事業 500,000 (0 → 500,000)	
		県産農畜水産物学校給食等活用緊急対策事業 297,330 (0 → 297,330)	
		地域公共交通等利用促進緊急対策事業 255,881 (0 → 255,881)	
積 立 金 13,129	新興感染症対策事業 170,010 (14,590 → 184,600)		
積 立 金 13,129	地域医療介護総合確保基金積立金 13,129 (469,748 → 482,877)		
投 資 及 び 出 資 金			
貸 付 金			
4 維 持 修 繕 費			
5 補 助 投 資 事 業 費	32,000	新興感染症対策事業 32,000 (201,631 → 233,631)	
6 単 独 投 資 事 業 費			
7 補 助 災 害 復 旧 事 業 費			
8 単 独 災 害 復 旧 事 業 費			
9 国 直 轄 事 業 負 担 金			

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
10 公 債 費			
11 繰 出 金			
合 計	6,618,482	619,134,178→625,752,660	

避難行動周知啓発事業について

令和2年5月27日
総合防災課

1 事業目的

避難所における新型コロナウイルスなどの感染症への対応策に万全を期すため、住民に対し平時の事前準備及び災害発生時の適切な避難行動を促す。

2 事業内容

感染症に対応した避難のあり方や新たに備えるべき物資に関する情報を、県全戸配布広報紙「あきたびじょん」(414,000部)7・8月号に増頁(2頁)掲載し、県民に周知する。

○主な掲載内容

- ・手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底
- ・在宅避難や親戚・友人宅への避難の可否の検討
- ・避難所への避難の際のマスク・体温計などの携行の推奨
- ・感染症に対応した非常持出品チェックリスト

3 予算額 759千円 (⊖ 759千円)

【参考】避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

(内閣府・消防庁・厚生労働省通知・事務連絡(R2.4.1・4.7)から抜粋)

1 避難所の運営(市町村)に関すること

- (1) 避難所衛生環境の確保
- (2) 十分な換気の実施、パーティションの導入等避難者同士が密集しないための工夫
- (3) 発熱、咳等の症状が出た者のための個室、専用のトイレや動線の確保
- (4) 避難者の健康状態の確認
- (5) 可能な限り多くの避難所の開設(宿泊施設の借上含む)
- (6) 軽症者等への対応

2 避難のあり方等(住民)に関すること

- (1) 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底
- (2) 在宅避難や親戚・友人宅への避難の可否の検討
- (3) 避難所への避難の際のマスク・体温計などの携行の推奨

「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について (議案第 131号)

令和 2 年 5 月 27 日
税 務 課

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法の一部が改正されたことに伴い、個人県民税、不動産取得税及び自動車税に係る特例措置を講ずる等の必要がある。

2 主な改正内容

(1) 徴収猶予の特例に係る申請書の訂正等の期間 (附則第 33 条関係)

新型コロナウイルス感染症等の影響による収入の減少等の事実がある場合に、無担保かつ延滞金なしで、最大 1 年間、徴収金の徴収を猶予することができる特例について、当該特例の申請書の訂正等を求めた場合に申請者が訂正等を行うべき期間を、通常の徴収猶予と同様に、20 日とすることとする。

(2) 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例 (改正条例第 2 条による改正後の附則第 34 条関係)

個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により中止等となった文化芸術又はスポーツに関する行事のうち文部科学大臣が指定するものの入場料金等払戻請求権を一定の期間内に放棄した場合は、その放棄した入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額 (一定の金額を除く。) の合計額 (上限 20 万円) の寄附金を支出したものとみなして、県民税に関する規定を適用することとする。

(3) 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例 (改正条例第 2 条による改正後の附則第 35 条関係)

個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、その適用期限を 1 年間延長し、令和 16 年度分の個人の県民税までとすることとする。

(4) 新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例 (改正条例第 1 条による改正後の附則第 34 条関係)

耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該住宅の耐震改修に係る契約を一定の日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、取得の日から 6 月以内にその者の居住の用に供することができなかった場合に、耐震改修をして当該住宅を令和 4 年 3 月 31 日までにその者の居住の用に供したとき (耐震改修の日から 6 月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。) は、一定の税額を減額する特例措置を適用することとする。

- (5) 自動車税の環境性能割の税率の特例の適用期限の延長（附則第18条の13関係）
自家用の乗用車に係る環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を令和2年9月30日から令和3年3月31日に延長することとする。

3 施行期日等

- (1) 2(1)、(4)及び(5)は公布の日から、2(2)及び(3)は令和3年1月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県県税条例の一部を改正する条例案新旧対照表
秋田県県税条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>附則</p> <p>（自動車税の環境性能割の税率の特例） 第十八条の十三 略</p> <p>2 自家用の乗用車に対する第二百二十四条の五の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同条第二号中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三号中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。</p> <p>（徴収猶予の申請書の訂正等の期間） 第三十三条 法附則第五十九条第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例） 第三十四条 法第七十三条第二十四の第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第七十六条の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を令附則第三十八条に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつたこ</p>	<p>附則</p> <p>（自動車税の環境性能割の税率の特例） 第十八条の十三 略</p> <p>2 自家用の乗用車に対する第二百二十四条の五の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間に行われたときに限り、同条第二号中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三号中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。</p>

とにつき法施行規則附則第二十八条第一項に規定するところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第七十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第七十四条第一項並びに第七十六条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十四条第一項	一年六月以内、同項第二号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第七十六条の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後六月以内の日まで、前条第三項第二号
	から六月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで

第七十六条の二第二項	六月以内	附則第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される法施行規則第七条の七 同項の耐震改修の日 後六月以内の日まで
------------	------	--

(新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例)

第三十五条 法附則第六十一条第一項又は第六十二条の規定の適用がある場合における附則第二十一条の規定の適用については、同条中「附則第十五条」とあるのは、「附則第十五条、第六十一条第一項若しくは第六十二条」とする。

秋田県税条例の一部改正(第二条による改正)

新

附則

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第三十四条 県民税の所得割の納税義務者が、法附則第六十条第一項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第五条第一項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第六十条第二項に規定する道府

旧

附則

県放棄払戻請求権相当額の第三十六条の二第三項に規定する寄附金を支出したものとみなして、県民税に関する規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第三十五条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第四条の二の二第二項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

第三十六条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例)

第三十七条 法附則第六十三条第一項又は第六十四条の規定の適用がある場合における附則第二十一条の規定の適用については、同条中「附則第十五条」とあるのは、「附則第十五条、第六十三条第一項若しくは第六十四条」とする。

第三十四条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例)

第三十五条 法附則第六十一条第一項又は第六十二条の規定の適用がある場合における附則第二十一条の規定の適用については、同条中「附則第十五条」とあるのは、「附則第十五条、第六十一条第一項若しくは第六十二条」とする。